

自動車営業を考えている営業者の皆様へ

- ① 自動車で営業（飲食店営業・包装されていない魚介類販売）する場合、営業許可の申請が必要です。

※包装されていない食肉は自動車では販売できません。

※食肉処理業（移動解体車）は別で相談してください

- ② 自動車営業の営業可能区域は、道内一円です。
 ③ 施設基準が条例で定められています。

品目	1 工程程度 (器具洗浄なし)	2 工程程度 (器具洗浄あり)	多品目 (食品洗浄あり)
作業場	①食品等を取り扱うことを目的とする室又は場所が区画されていること ②じん埃による汚染、昆虫の侵入を防止することができる設備を有すること。 ③床面、内壁及び天井は、清掃等を容易に行うことができる材料、清掃等を容易に行うことができる構造であること。		
手洗い設備	①流水式手洗い設備を必要な個数有すること。 ②水栓は、洗浄後の手指の再汚染を防止することができる構造であること。		
給水タンク	40ℓ	80ℓ	200ℓ

- ④ 営業時は自動車の見やすいところに次の表示を掲げてください。

食品衛生法による
許 可 済 車
北海道苫小牧保健所

- 1 文字色は地色の反対色とすること。
- 2 大きさは縦30cm以上、横40cm以上とすること。

許可以外の営業（届出営業）

- ① 上記以外の食品を扱う自動車営業は届出してください。

食品衛生申請等システムで届出できます。

https://ifas.mhlw.go.jp/faspte/page/login_mobile.jsp



- ② 営業時は自動車の見やすいところに次の表示を掲げてください。

食品衛生法による
届 出 済 車
北海道苫小牧保健所

- 1 文字色は地色の反対色とすること。
- 2 大きさは縦30cm以上、横40cm以上とすること。

※スナック菓子、缶詰のみを扱う場合は不要です

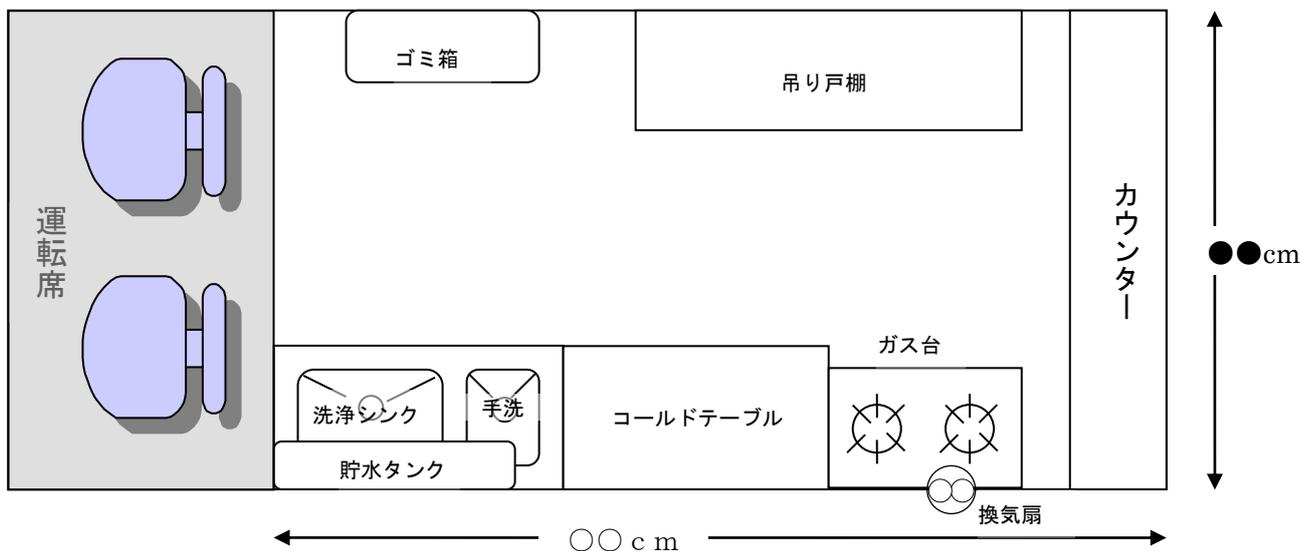
お問い合わせはこちらまで

北海道苫小牧保健所 生活衛生課 食品保健係

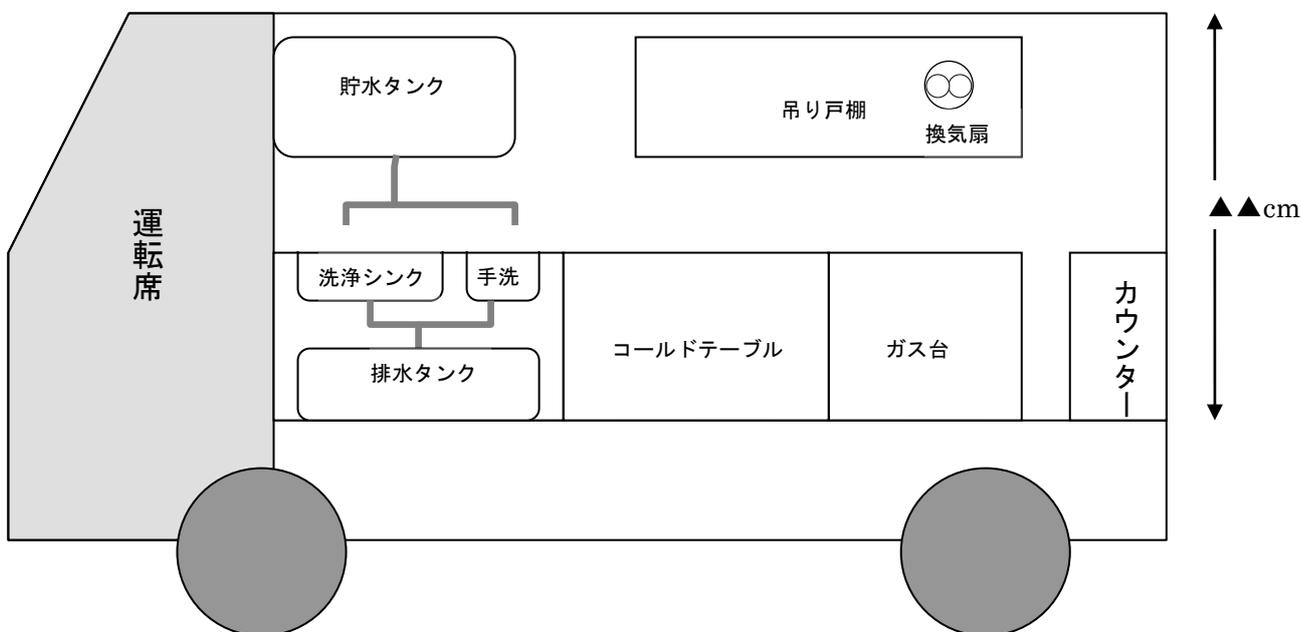
TEL 0144-34-4168

<自動車施設図面（例）>

平面図



立面図



例なので、不明な点があればお問い合わせください